

○三次市エネルギー管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）の規定に基づき、本市で管理する施設及び設備の省エネルギー対策等の適切な実施を図ることを目的として、三次市エネルギー管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

(所轄事項)

第2条 管理委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) エネルギーの使用の合理化を推進するための管理標準（エネルギーの管理マニュアル）等の作成に関すること。
- (2) 省エネ法第14条に規定する中長期計画の作成に関すること。
- (3) 省エネ法第15条に規定する定期報告書の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、エネルギーの使用の合理化に関すること。

(組織)

第3条 管理委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、総合窓口センター担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合窓口センター部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、管理委員会の決定事項等を各所属の職員に伝達・指示し、これを徹底する。

(会議)

第6条 管理委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、専門的事項の審議等において委員以外の者を出席させることが必要と認めるときは、この者を出席させ、説明や意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 管理委員会の事務局は、総合窓口センター環境政策課に置く。

(エネルギー管理統括者)

第8条 省エネ法第7条の2で規定するエネルギー管理統括者は、委員長をもって充てる。

(エネルギー管理企画推進者)

第9条 管理委員会は、省エネ法第7条の3で規定するエネルギー管理企画推進者を選任する。

2 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者を補佐する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月10日から施行する。

附 則 (平成25年1月21日告示第4号)

この告示は、平成25年1月21日から施行する。

附 則 (平成25年7月4日告示第127号)

この告示中第1条の規定は平成25年7月4日から、第2条の規定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成25年法律第25号）の施行の日から施行する。

別表 (第3条関係)

総合窓口センター担当副市長
総務部長
財務部長
地域振興部長
総合窓口センター部長
福祉保健部長
子育て支援部長
産業部長
建設部長
水道局長
市民病院部事務部長
教育次長